

■ 委員会の審査状況 ■

〈常任委員会〉

総務，産業観光経済，企画建設，文教警察及び環境厚生各常任委員会は，それぞれの委員会室において，6月1日に補正予算関係議案，6月12日及び15日の2日間にわたり所管に係る議案等を，また，6月19日には追加補正予算関係議案について，審査を行った。

なお，新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大の状況を踏まえ，3密を避ける等の感染拡大防止のための対策を行いつつ審議が行われた。

総務委員会

（補正関係委員長報告 令和2年6月2日本会議）

総務委員会での審査結果等の主なものについて，御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案第68号及び専決処分報告5件につきましては，いずれも全会一致で原案のとおり可決又は報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

はじめに，議案第68号「令和2年度鹿児島県一般会計補正予算（第5号）」の歳入補正について，国庫補助金の事業への充当等について質疑があり，「今回の新型コロナウイルス感染症の対応に当たっては，県としては国庫補助金を最大限活用することとしている。今回の補正予算では，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち24億円余りについて，地方がそれぞれ創意工夫した施策に充当する地方単独事業分として活用している。」との答弁がありました。

次に，報告第2号専第7号「令和二年度鹿児島県一般会計予算補正の件」のうち，新型コロナウイルス感染症緊急人権相談対応事業に関して，相談窓口の体制や相談内容等について質疑があり，「知見のある民間団体と県職員が連携して，新型コロナウイルス感染症に関する，嫌がらせや差別・偏見などの相談を受けており，相談事案に応じて警察や児童相談所等と連携して対応している」との答弁がありました。

また，補助事務員緊急雇用事業に関して，補助事務員の任用期間を3ヶ月とした理由と今後の取組について質疑があり，「失業中の方の求職活動や休業中の方の休業期間は様々であることから，柔軟な選択ができるよう3ヶ月以内の任期とした。今後は県内の雇用情勢や本人の意向などを踏まえ，6ヶ月までの雇用延長など，必要な対応を検討したい」との答弁がありました。

委員からは，「補助事務員ということで短期の雇用ではあるが，新型コロナウイルス感染症の影響により仕事を失った方々は，非常に生活に困っている。この予算の執行が就業機会の創出となるよう，事業の執行に努めていただきたい。」との要望がありました。

（委員長報告 令和2年6月19日本会議）

総務委員会での審査結果等の主なものについて，御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案第69号など議案6件につきましては，いずれも全会一致で

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第69号「鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件」に関して、防疫等作業手当の支給対象となる業務の内容について質疑があり、「新型コロナウイルス感染症により生じた事態への対応として、病院や宿泊施設への患者搬送、対面による積極的疫学調査など法令等に基づく業務のほか、感染リスクが高い場所での消毒業務等も対象となりうる」との答弁がありました。

次に、議案第71号「鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件」に関して、県に対する知事等の損害賠償責任について、住民訴訟において、条例が適用されることとなる「善意でかつ重大な過失がない」ことの判断方法について質疑があり、「裁判所において重過失か軽過失かどうかが判断されることになるものと考えており、その結果を踏まえて県として条例の適用を最終的に判断することになる」との答弁がありました。

次に、本日付託されました議案第81号「令和2年度鹿児島県一般会計補正予算（第6号）」のうち、かごしま県民交流センター管理運営事業に関して、今回整備する赤外線カメラと非接触型体温計による体温チェックの体制等について質疑があり、「かごしま県民交流センターにおける感染防止対策のため、イベント主催者がホールの入口等で参加者の体温をチェックし、発熱が確認された場合、主催者がその参加者の入場をお断りすることを想定している」との答弁がありました。

【請願・陳情】

次に、陳情につきましては、継続審査分の陳情2件について、1件を継続審査すべきものと決定し、1件の取り下げを承認いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

『「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」に向けた取組状況及び新型コロナウイルス感染症による影響への対応について』、論議が交わされました。

委員から、「今年の秋の開催が困難ということは示されているが、6月中に判断する内容は、延期又は中止ということだけか。延期の場合の開催時期まで含めた形になるのか」との質問があり、「日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会、スポーツ庁を含めた共催四者で協議しているところであり、今後の協議の進展・展開によって定まってくるものと考えている」との答弁がありました。

委員からは、「延期であればいつまで延期なのか、はっきりしてもらわないと、市町村や選手、その他関係者も非常に困ると思う。ぜひそこも含めて協議していただきたい」との意見がありました。

次に、一般調査について申し上げます。

危機管理防災局関係では、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の三密対策について質問があり、「三密を避けるため、可能な限り多くの避難所を開設するよう市町村に依頼している。また、避難所として活用可能な県有施設やホテル旅館等の情報を提供するなど、市町村が円滑に避難所運営が図れるよう支援している」との答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症に対応した地域防災計画の見直しについても質問があり、「先月末に、国の中央防災会議において防災基本計画の見直しが行われ、その中で新型コロナウイルス感染症に対する事前対応等も盛り込まれたことから、その修正点も踏まえて見直しを検討してまいりたい」との答弁がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「地方自治体は、子育て支援策の充実、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応や、更には大規模自然災害の発生に備えた対策など、新たな政策課題に直面している。とりわけ新型コロナウイルス感染症収束後の中小企業支援・生活支援は地域

活性化に向けて重要である。増大する地方の財政需要に対応した予算措置で地方財政の確立を目指すことが必要であることから、地方一般財源総額の確保に向けて、『地方財政の充実・強化を求める意見書』を委員会として提出してはどうか」との提案があり、全会一致で、委員会として意見書を発議することを決定いたしました。

産業観光経済委員会

(補正関係委員長報告 令和2年6月2日本会議)

産業観光経済委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案第68号及び専決処分報告3件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決または報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第68号「令和2年度鹿児島県一般会計補正予算（第5号）」に関して、まず、PR・観光戦略部関係では、「ディスカバー鹿児島キャンペーン事業」のうち、県民に対する県内観光を促す宿泊助成等の期待される効果について質疑があり、「本取組は、県民1人当たり最大1万円の宿泊助成を行うほか、家族・友人などの小グループ単位での観光を想定したタクシー料金の助成や、バス旅行割引商品の造成・販売など、宿泊事業者やバス・タクシー事業者の下支えとなるよう、即効性を重視したものである。県民にとっても、地元鹿児島の魅力を再発見してもらえるような取組として、今月20日から実施したい」との答弁がありました。

委員からは、「実施に当たっては、しっかりと県民に周知されるよう情報発信していただくとともに、家族旅行や個人旅行など、さまざまな旅行形態に対応した事業を展開していただきたい」、また、「実施時期の状況を踏まえて、事業の対象要件となっている、新型コロナウイルス感染症の三密対策にも十分配慮して取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、商工労働水産部関係では、「県内消費活性化プレミアム付き商品券発行事業」と「県内消費活性化グルメクーポン発行事業」の違いや、対象店舗、商品券とグルメクーポンの併用の可否について質疑があり、「プレミアム付き商品券は、5枚綴りの券を発行するものであるのに対し、グルメクーポンは、スマートフォンアプリを活用して発行する割引クーポンである。いずれも、事前に登録された、県内の飲食店や宿泊施設の飲食部門で利用でき、商品券とグルメクーポンは併用することも可能である」との答弁がありました。

委員からは、「県民にとっても、非常に期待感の高い良い事業なので、適正な事業の運用に努めていただきたい」との要望がありました。

続いて、「学校におけるおさかな消費緊急対策事業」の実施内容について質疑があり、「本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による輸出の停滞等で、在庫の滞留等が生じている県産ブリ・カンパチ等を学校給食で提供し、消費拡大を図るものであり、県内小中学校724校の児童・生徒等約14万7千人を対象に、1人当たり100グラム程度の切り身で、年12回提供し、合計で180トン程度供給したいと考えている」、「具体的な提供方法については、市町村教育委員会からの要望等を踏まえて、今後検討していくこととしている」との答弁がありました。

委員からは、「メニューの検討に当たっては、地元のレストランも活用するなどして、子どもたちの思い出に残る、感動するような給食を提供していただきたい」との要望がありました。

最後に、農政部関係では、「学校における和牛肉等消費緊急対策事業」の実施内容について質疑があり、「本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、消費機会が減少し、在庫の滞留等が生じている県産和牛肉を学校給食で提供し、消費拡大を図るものであり、県内小中学校724校の児童・生徒等約14万7千人を対象に、一人当たり100グラム、年3回提供した場合、

約44トン消費することとなる」、「現在、市町村の教育委員会等を通じて、提供数量などの調査を行っているところであり、今後、調整が整い次第提供したいと考えている」との答弁がありました。

委員からは、「子どもたちにも鹿児島県産の和牛肉の品質のすばらしさを分かってもらう良い機会なので、本県農林水産業への理解促進を図り、今後の消費拡大につなげていただきたい」との要望がありました。

(委員長報告 令和2年6月19日本会議)

産業観光経済委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

本日、当委員会に付託されました議案第81号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第81号「令和2年度鹿児島県一般会計補正予算（第6号）」に関し、「新型コロナウイルス関連離職者等職業訓練助成金」の内容について質疑があり、「対象となる職業訓練は、県が、民間の教育訓練機関等に委託して行う、3カ月から6カ月程度の短期の職業訓練である。訓練内容としては、IT、介護・保育、医療事務関係などを中心に設定しており、概ね月20日程度の訓練受講に対し、日額4千円を助成することとしている」との答弁がありました。

【請願・陳情】

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情1件を不採択とすべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第2007号「行政チェック機能の適法化に関する陳情書」について、「県営特殊農地保全整備事業西花岡地区における土地改良法に基づく計画変更手続きに関しては、本県に対して訴訟が提起され、一審判決から最高裁決定までの全てにおいて請求が棄却、本県勝訴の判決が確定している。法に基づき適正に執行されていると認められ、また、当然ながら今後においても、適法に執行されるものとする」として不採択を求める意見があり、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

PR・観光戦略部関係で、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた本県のPR・観光戦略について」、論議が交わされました。

まず、「ディスカバー鹿児島キャンペーン事業」の第1弾として実施される、県民向け県内宿泊助成の対象要件について、委員から「1室2名以上の要件では、利用される施設が限られ、経営に大きな影響を受けている、多くの宿泊事業者を支援することは難しいのではないか」との質問があり、「本事業は、元々需要が見込まれるビジネス利用に加えて、家族や友人など複数での利用を促進することにより、2万人分の新たな観光需要を生み出し、県内宿泊事業者の支援につなげる観点から制度設計を行った。県としても、1人の旅行でも利用したいというニーズがあることは理解しており、7月下旬から予定する第2弾の実施に向けては、1人での旅行にも配慮した仕組みを検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、利用される地域や施設が偏らないようにするための対策及び、宿泊券が1万円に満たない宿泊施設の料金設定の考え方について質問があり、「第1弾では、地域ごとに宿泊券の発行枚数を設定しており、『鹿児島市・指宿市及び霧島市』を対象とした宿泊券は計1万4千枚を

上限とし、『種子屋久・奄美』及び『大隅・北薩など』は、それぞれ最低3千枚を確保することとしている。また、収容能力の大きい大規模施設にも計4千枚の上限を設け、宿泊券の申込みの際に、利用者の希望を確認することとしている、「料金設定が低い施設については、県産の高級食材を使うなど料理のアップグレードや施設内で使える商品券を組み合わせることで、1万円に近い宿泊商品を設定することなども可能である」との答弁がありました。

さらに、県民向け宿泊助成に係る事務局業務の委託先や内容について質問があり、「出来るだけ早期に観光需要を喚起するため、実施スケジュールや宿泊券の発行枚数などを勘案した企画コンペを実施し、結果、県外の大手旅行事業者を委託先として決定した。委託業務の内容は、旅行商品の販売は含まず、宿泊券の申込受付や発行、コールセンターの設置などである」との答弁がありました。

委員からは、「厳しい経営環境にある、県内の旅行事業者も早急に支援し、また、育成する観点も持って、今後の施策を検討していただきたい」、「事業実施に当たっては、離島航空路線の運行状況も十分に踏まえていただきたい」など様々な意見があったことから、それらを踏まえた制度設計を行うよう要望がありました。

これに対し、「第2弾や県民向けバス旅行助成等の実施に当たっては、旅行事業者と連携した取組となるよう検討してまいりたい」との答弁がありました。

商工労働水産部関係では、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県内中小企業に対する経済・雇用対策について」、論議が交わされました。

まず、「新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金」の支給対象について質問があり、「対象者は、ゴールデンウィークの期間中、県の要請に応じて、対象施設の休業や営業時間の短縮に協力いただいた中小企業や個人事業主、NPO法人等である。支給に当たっては、書類審査や聞き取り調査、内部検討を行った上で、対象施設を個別に判断するなど、丁寧に対応している」との答弁がありました。

委員からは、「審査に当たっては、柔軟に対応し、県民に寄り添った協力金の運用をしていただきたい」との意見がありました。

また、「中小企業等の事業継続のため、何か別の支援策を検討しているのか」との質問があり、「県では、事業継続支援金やデリバリー補助金などに取り組んでいるところであり、今後とも、必要な施策を行ってまいりたい」との答弁がありました。

農政部関係では、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県産農畜産物・水産物の消費拡大に向けた取組について」、論議が交わされました。

まず、「農畜産物消費拡大キャンペーン推進事業」の内容について質問があり、「県内の地産地消推進店約400店舗や量販店約300店舗程度に協力をいただき、県産農畜産物が当たるスタンプラリーを実施する事業であり、県産の農畜産物を使ったメニューを注文または農畜産物を購入した方に、抽選で、県産牛肉や高級果実、フラワーギフト券をプレゼントすることとしている」との答弁がありました。

委員からは、「県産牛肉やブリ・カンパチの学校給食への提供と同様に、この機会を捉えて、地産地消の取組を推進し、県産品の消費拡大につなげていただきたい」との意見がありました。

次に、コロナ禍の中での県外への牛肉の販路拡大の取組について質問があり、「県ではこれまでも首都圏における畜産フードフェアの開催や、販売指定店等を活用したPRに取り組んでいるが、現在は活動が難しい状況にある。このような中、ウェブサイトを活用した販売促進はお客様の反応がよく、引き続きPRに活用したいとの声があり、現在展開しているWEB物産展等の活用を促進してまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「本県の特徴を打ち出した情報発信に努めていただきたい」との意見がありました。

また、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農畜産物・水産物の販路拡大の取組を一層推進できるよう、国の補助事業の活用など、財源確保にも積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

企画建設委員会

(補正関係委員長報告 令和2年6月2日本会議)

企画建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

当委員会に付託されました議案第68号及び専決処分報告1件につきましては、いずれも全会一致で、「原案のとおり可決または報告のとおり承認」すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第68号「令和2年度鹿児島県一般会計補正予算(第5号)」のうち、「リモートアクセス等基盤整備事業」に関して、事業の概要について質疑があり、「現在、職員の在宅勤務に対応可能な端末が14台あるが、今回、追加して68台を整備するものである。また、インターネットを利用し、一般の方々も参加できるウェブ会議システムを導入することとしており、セキュリティに十分配慮し、外部からも安全にアクセスが出来、情報漏洩がないようなシステムを選定したい」との答弁がありました。委員からは「テレワークについて庁内関係課と連携の上、新型コロナウイルス感染症が終息した後もしっかりと対応していただきたい」との要望がありました。

また、「奄美群島成長戦略推進交付金」及び「特定有人国境離島振興対策事業」に関して、事業の概要について質疑があり、「奄美群島成長戦略推進交付金は、奄美群島の12市町村を、特定有人国境離島振興対策事業は、奄美群島以外の有人国境離島地域である甑島列島、種子島・屋久島、三島・十島を対象とした国の交付金を活用した事業である。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいことから、国の追加補正を受けて予算計上したものであり、国の補助率のかさ上げや、補助対象事業の拡大が図られている。事業の実施に当たっては、地域のニーズに応じた事業メニューとなるよう市町村等と意見交換してまいりたい」との答弁がありました。

報告第2号専第7号「令和2年度鹿児島県一般会計予算補正の件」のうち、「離島におけるサーモグラフィー設置事業」に関して、設置後の状況等について質疑があり、「4月下旬から、体温が高い方への追跡調査を実施しており、来島目的、滞在期間、宿泊先及び連絡先等を調査票で確認し、後日、市町村において電話により体調等の聞き取りを行っている。発熱を確認した人数は、奄美空港において約1万5千人のうち9人、屋久島空港において約2千人のうち3人、与論空港において約千人のうち3人など、ごく少数となっている。現時点では、離島の水際対策の強化は6月末までの予定であるが、今後の状況変化によっては、長期戦となることも考えている」との答弁がありました。

委員からは、「今後、利用客が増えた場合でも、新型コロナウイルスを持ち込ませないと同時に、もし、持ち込まれた場合には感染拡大を防ぐよう、しっかりと対応していただきたい」との要望がありました。

(委員長報告 令和2年6月19日本会議)

企画建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[請願・陳情]

当委員会に付託されました陳情につきましては、新規付託分の陳情1件及び継続審査分の陳情1件をいずれも「継続審査」すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

新たな総合体育館の建設場所等に係る陳情第3004号及び第3007号について、「新たな総合体

育館の建設に関しては、これまでも、そして現在も、候補地や体育館の有する機能などについて熱心な論議が行われてきている。今後、執行部において、関係者等と様々な協議・検討を行い、県民の理解を得た上で、建設場所が決定されていくことになることから、これらの状況を見守る必要がある」との意見があり、全会一致で継続審査すべきものと決定いたしました。

〔県政一般〕

次に県政一般の特定調査について申し上げます。

土木部の関係では、「新型コロナウイルス感染症に係る対応状況」に関して、執行部から、これまでの港湾・空港における水際対策や県営住宅家賃の減免などの各種取組や対応等について説明があり、論議が交わされました。

委員からは「県が行う家賃減免や離職者・大学生等への県営住宅の一時提供については、周知・啓発を図り、使い勝手の良い形で実施するほか、スピード感が大切であるので、それを踏まえた対策を考えていただきたい。また、水際対策などの感染症拡大防止対策については、今回の対応を教訓にして、今後、第2波が発生したときに備え、それぞれの地域の状況に応じた本県の対応のあり方について、検討していただきたい」との要望がありました。

次に一般調査について申し上げます。

企画部の関係では、新型コロナウイルス感染症拡大により、本県経済に大きな影響が及ぶ中での総合体育館の整備について質問があり、「将来を見据えて県民福祉の向上や県勢の発展に資する施策については、取組が滞ることのないように進めていくべきと考えている。新たな総合体育館は、県政の重要課題の1つであるが、整備にあたり相当な期間を要するため、その時々の財政状況や本県を取り巻く経済情勢を十分に踏まえながら対応していく必要がある。県庁東側の隣接地の譲渡協議は交渉事であり、すべてを明らかにして進めることは出来ないが、その進捗状況については、しかるべき時期に議会にお示しする」との答弁がありました。

委員からは、「今議会でも様々な論議があったが、新型コロナウイルスによる影響の推移をしっかりと見極めて、慎重に、確実に進めていかなければならない。社会経済情勢や生活が厳しい状況にある県民の方々の声をしっかりと受け止めて対応していただきたい」との要望がありました。

土木部の関係では、鹿児島港におけるクルーズ船の受入環境整備について質問があり、「官民連携の協定により、マリポートかごしまにおいて、国は岸壁、県は駐車場、民間の船会社であるロイヤルカリビアン社はターミナルを整備する。現在、新型コロナウイルスの影響により、クルーズ船の運航が止まっている厳しい状況にあるが、ロイヤルカリビアン社からは、少し遅れる可能性があるものの、整備に向けて努力したいと伺っている。県としては、将来のクルーズ需要の回復を見据えてしっかりと対応するため、令和4年の運用開始に向けて、三者で連携して取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「岸壁やターミナルなどはセットで使うものであるので、途中で整備が止まることのないよう、今後の状況をしっかりと注視するとともに、頑張って取り組んでいただきたい」との意見がありました。

文教警察委員会

(補正関係委員長報告 令和2年6月2日本会議)

文教警察委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

〔議案〕

当委員会に付託されました議案1件及び専決処分報告2件につきましては、いずれも全会

一致で原案のとおり可決または報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第68号「令和2年度鹿児島県一般会計補正予算（第5号）」の県立高等学校及び県立特別支援学校における感染症対策事業に関して、事業の内容について質疑があり、「学校における感染症対策については、文部科学省の学校再開に係るガイドラインや学校における衛生管理マニュアルなどにおいて、手洗いの徹底など、基本的な感染予防対策を継続して行うことが重要であると示されている。本事業については、各学校の実情に応じた、保健衛生用品の整備を行うこととしている」との答弁がありました。

委員からは、「児童生徒の安心安全のため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る環境整備が、確実に図られるよう、取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、県立高校における農業労働力確保緊急支援事業に関して、委員から、「農業高校にある機械が、時代にそぐわないものが多いと言われている中で、今後のスマート農業の推進に繋がるという理解でよろしいか」との質疑があり、「国の事業を活用し、農業高校4校に省力化や効率的な農業生産を進めるための農業用ドローンや畜産用ホイールローダを購入することとしている。また、ドローンの操縦に係る研修の受講や4校以外の学校への導入なども検討してまいりたい」との答弁がありました。

（委員長報告 令和2年6月19日本会議）

文教警察委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案3件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第76号「鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件」に関して、改正の内容について質疑があり、「人事院規則の改正等を踏まえ、本県警察職員が新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した時に、特殊作業手当を支給するよう、所要の改正を行うものである。作業内容については、今後、公安委員会が人事委員会と協議して定めることとなるが、現時点においては、宿泊施設内で新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業や新型コロナウイルス感染症に感染した者、または感染の疑いのある者に対する救護作業などを想定している」との答弁がありました。

また、本日付託されました議案第81号「令和2年度鹿児島県一般会計補正予算（第6号）」の県立学校における学習保障等支援事業に関して、事業の内容について質疑があり、「各県立学校においては、文部科学省の支援メニューを活用し、感染症対策として、非接触型体温計等の保健衛生用品や換気に必要なサーキュレーター等を購入するとともに、子ども達の学習保障の取組として、空き教室を活用した授業実施に必要な備品等を購入するなど、各学校の実情に応じて整備を行うこととしている」との答弁がありました。

【請願・陳情】

次に、請願・陳情につきましては、継続審査分の陳情2件を継続審査すべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

警察本部関係では、「コロナ禍での県内の治安状況」について、論議が交わされました。

委員から、「児童虐待事案について、出水市女児死亡事案が発生して以降、関係機関とどの

ような連携を取っているか」との質問があり、「本年1月から4月までの児童虐待事案に伴う通告児童数は549人で、前年同期と比較して、139人増加している。近年、県内の通告児童数は増加傾向にあり、さらに、外出自粛等による生活の不安やストレスから、今後もDV事案や児童虐待の増加が懸念されており、併せて、これらの事案の潜在化や被害の長期化も懸念されている。県警では、児童相談所と、児童虐待に係る相互連携に関する協定を締結しており、共有する情報の基準や内容、子どもの安全確認ができない場合の対応要領等を明確化し、連携を図っている。また、地域との連携として、各市町村に設置されている『要保護児童対策地域協議会』に参画しており、各市町村から協力を求められた際、積極的に対応を行っている」との答弁がありました。

次に、教育委員会関係では、「学校における新型コロナウイルス感染症の対応」について、論議が交わされました。

執行部から、「公立学校については、県下全体で、小学校が平均17時間程度、中学校が平均20時間程度、高等学校が実質42時間程度の授業時数が、追加が必要となっている。また、私立学校については、小学校が平均43時間程度、中学校が平均45時間程度、高等学校が平均51時間程度の授業時数が、追加が必要となっている」との説明がありました。

委員からは、臨時休業に伴う学習の遅れについて質問があり、「時間割編成の工夫、学校行事の精選、夏休み等の長期休業期間の短縮などにより授業時数を確保して、臨時休業による学習の遅れを取り戻すこととしている。県立高校においては、5月末現在で、61校中46校で夏休みの短縮を計画している」との答弁がありました。

また、公立学校の修学旅行について、委員から、「児童生徒が、改めて本県の歴史や文化に触れる機会となり、郷土を愛する心の醸成が図られると考えることから、県内への修学旅行の実施について、各学校に要請していただきたい」との要望がありました。

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

警察本部関係では、奄美群島内の警察署のバリアフリー化について質問があり、「県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現という観点から、警察施設のバリアフリー化に取り組み、高齢者や障がい者が利用しやすい庁舎整備を図ることは重要であると考えている。こうした考えのもと、これまで、既存の警察施設における整備を進めるとともに、新築や建て替えに合わせたバリアフリー化を段階的に進めている。今後も、奄美群島の4つの警察署をはじめ、県下の警察施設のバリアフリー化について、大規模工事を伴うものは、新築や建て替えに合わせて整備を行うなど、可能な限り整備を進めていく方針である」との答弁がありました。

次に、教育委員会関係では、小中学校における教員不足の解消について質問があり、「3月末に想定を上回る数の特別支援学級が設置されたことから、5月1日現在で、28名の教員の不足が生じている。ハローワークや県内外への求人など、あらゆる取組を通じて、その確保に努めたい」との答弁がありました。

委員からは、「子ども達が等しく学ぶ機会が確保されるよう、教員の確保に努力し、また、文部科学省が4月に新設した『学校・子供応援サポーター人材バンク』の活用にも、積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「新型コロナウイルス感染症の拡大により、子ども達は学習機会を失うなど、大きな影響を受けており、その対策のためにも、国に対し、『計画的な教職員定数改善が推進できるよう、国は喫緊の課題として取り組むこと』、『コロナ禍で学習機会を失った子どもに学ぶ権利を保障するための予算措置を行うこと』を求める『新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子どもの学ぶ権利の保障と義務教育費の十分な財政措置を求める意見書』を提出してはどうか」との提案がなされ、全会一致で、委員会として発議することを決定いたしました。

環境厚生委員会

(補正関係委員長報告 令和2年6月2日本会議)

環境厚生委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

当委員会に付託されました議案1件及び専決処分報告3件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決又は報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第68号「令和2年度鹿児島県一般会計補正予算(第5号)」に関し、委員から、「マスクなど衛生用品等の確保支援に関して、各課で個別に購入して配布しているのか」という質疑があり、「マスクについては一括購入し、社会福祉施設等へ配布する準備をしているものもあれば、幼稚園や保育所へ配布するマスクのうち、子ども用マスクなど、一括購入ではなく個別に対応しているものもある。また、手指消毒液は一括購入し、障害者福祉施設等へ配布している」との答弁がありました。

委員からは、「新型コロナウイルス感染症については、第2波、第3波が懸念される。感染症対策については、この先もしっかりとお願いしたい」との要望がありました。

また、委員から「介護施設等における個室化への改修に要する経費や簡易陰圧装置の設置等に要する経費への助成について、施設側の負担はどうなるのか」という質疑があり、「補助上限金額の設定があり、その金額内であれば施設側の負担は生じない」との答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症に対応した心のケアに関して、電話対応以外の相談方法の検討状況について質疑があり、「面接相談、FAX相談の準備を行っている」との答弁がありました。

委員から「FAX相談については、他県も参考にして、専用の相談シートを準備してほしい」との要望がありました。

[県政一般]

最後に、県内において昨年度末から新型コロナウイルス感染者が確認されていたことから、閉会中ではありましたが、速やかに4月15日には、多くの委員外議員の参加も得て、委員会を開催し、新型コロナウイルス感染症の現状と県の対応について調査を行いましたので報告いたします。

調査の主な論議について申し上げます。

委員から、県のPCR検査機の保有台数、1日の検査数を含む現在の検査状況について質問があり、4月15日時点では、「保有台数は2台、1日の検査可能数は30件であり、帰国者接触者外来で医師により検査が必要と認められた方全員に対し、検査を行っていること、検体を採取する施設は38カ所あり、離島の場合は搬送に数日要するが、一両日中に検査を実施している」との答弁がありました。

また、マスクの備蓄数と配布状況に関する質問があり、「県の備蓄数は26万枚、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会を通じてマスクを配布しており、感染症指定医療機関などの在庫状況については、定期的に確認し、状況に応じて配布枚数を調整している」との答弁がありました。

さらに、感染者の受け入れ体制や感染拡大した場合の対応について質問があり、「検査結果が陽性の場合、感染症指定医療機関等へ入院となるが、感染拡大した場合に備えて、軽症者等を受け入れる宿泊施設の確保について協議しており、受け入れ可能施設の調査を実施していること、また、26島の有人離島を有するため、患者を搬送する際の安全確保についても、専門部会を立ち上げる予定である」との答弁がありました。

現場で対応している保健所職員の業務に対する県の支援体制についての質問に対しては、「相談件数が多い保健所に対しては、本庁の保健師を派遣するなど業務負担の軽減に努めている他、地域振興局・支庁単位で、保健所への支援体制の構築を図っている」との答弁がありました。

委員からは、「各機関と連携しながら、しっかりとした相談体制・検査体制をとるとともに、幅広く正確な情報を県民へ提供していただきたい」との要望がありました。

(委員長報告 令和2年6月19日本会議)

環境厚生委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

当委員会に付託されました議案第72号など議案4件につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第77号「鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」に関し、加算料改定の周知について質疑があり、「県立大島病院内でお知らせの掲示及び患者へのチラシ配布を行っているところであるが、加算料の徴収開始を8月1日とし、その間に地域住民への周知を徹底したい」との答弁がありました。また、「非紹介患者初診加算料は各医療保険の対象であるのか」との質疑があり、「選定療養費のため、全額自己負担である」との答弁がありました。

委員からは、「地域住民の皆様への周知徹底を行っていただきたい」との要望がありました。

本日付託されました議案第81号「令和2年度鹿児島県一般会計補正予算(第6号)」に関し、高齢者施設におけるオンライン面会支援事業の体制整備の支援内容について質疑があり、「県所管の介護保険施設265施設を対象とし、タブレット等の通信機器購入の費用及び通信のための環境整備にかかる費用について、それぞれ上限10万円、1施設当たり最大20万円の補助を行う」との答弁がありました。

また、児童健全育成対策事業に関し、「放課後児童支援員の人材確保について、どのように資格取得等を促進するのか」との質疑があり、「認定資格研修を追加で2回、計200人に行うとともに、初任者研修や中堅者研修を行うことで放課後児童支援員の資質向上に努めてまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「研修は、三密対策をしっかりと行った上で実施し、必要な人材の確保に取り組んでいただきたい。また、本県は離島を多く有するため、オンラインによる研修も検討いただきたい」との要望がありました。

[請願・陳情]

次に、請願・陳情につきましては、継続審査分の陳情2件を継続審査すべきものと決定いたしました。

[県政一般]

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

くらし保健福祉部・県立病院局関係では、「新型コロナウイルス感染症対策」について論議が交わされました。

委員から、「新しい生活様式については、ワクチンや新薬が開発されるまでの時間軸を示す必要があるのではないか」との質問があり、「国は、基本的対処方針において、3週間単位でイベント等の開催制限を段階的に緩和していくと示しており、国の動向等も把握しながら、県の対応を検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、委員から、軽症者等のための宿泊施設の確保について質問があり、「ホテルなどで宿泊療養する体制を整備しており、現在3か所、188室を確保し、受入マニュアルを作成するなど迅速に対応できるよう体制を整えているところである。さらに不足した場合に備えて、200室程度確保している」との答弁がありました。

さらに、「これから先、マスクの着用による熱中症が心配されるが、マスク着用に関して、今後、県が指針等を示す予定はあるのか」との質問があり、「国において、新しい生活様式における熱中症予防行動のポイントが示されており、同ポイントの周知等、必要な対応を検討してまいります」との答弁がありました。

委員からは、「屋外で仕事をされる方、高齢者、子どもなど分野別にマスク着用の在り方について示していただきたい」との要望がありました。

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

くらし保健福祉部関係では、主要施策である「介護の入門的研修の実施」に関し、具体的な実施方法について質問があり、「1地域当たり3日間で、講義と実習を交えて概ね21時間研修を行い、地域振興局・支庁単位の県内7地域で実施予定である」との答弁がありました。

また、委員からは、「介護分野は人材不足が著しいことから、是非就労につなげていただくよう、しっかりと取り組んでいただきたい」との要望がありました。

環境林務部関係では、「ウミガメ保護対策」に関し、ウミガメ保護監視員の状況について質問があり、「県内28市町がウミガメ保護監視員をおいており、そのうち15市町に対し、延べ1,830人分の人件費補助を行っている」との答弁がありました。

ウミガメ保護に関連して、委員から、海岸漂着物の回収処理について質問があり、「海岸管理の所管はそれぞれ異なっており、海岸漂着物の回収・処理は、県の各部局のほか、市町村が事業として行っている」との答弁がありました。

委員からは、「ウミガメの産卵の支障となる海岸漂着物の回収・処理については、窓口を1つにすることが望ましい」との意見がありました。

また、森林の伐採について、委員から、無届伐採の現状についての質問があり、「件数の把握は困難であるが、森林の伐採により土砂の崩壊や流出等公益的機能が損なわれることがないように、各市町村へ伐採届出制度の遵守等について再通知を行うとともに、一部の県境においては隣県の宮崎県と連携した注意喚起を行うなど県外業者に対する無届伐採防止にも取り組んでいるところである」との答弁がありました。

また、委員から、「市町村における伐採事業者への指導に対し、県としてどのように関わっているのか」との質問があり、「県において森林伐採・搬出・更新の手引きを作成・配布しており、伐採届が提出された際に、市町村から伐採に当たっての留意点等について、指導している」との答弁がありました。

委員からは、「林地の荒廃を招かないためにも、伐採後に再生林がなされるよう抜本的な対策をとっていただきたい」との要望がありました。

最後に、本日、執行部から、再び感染が拡大した場合、経済活動を促進する事業の継続是非の検討を行う必要が生じるため、「経済活動を促進する事業継続の警戒目安」を定める旨の報告がありました。

この目安は、国の指標に基づき、直近1週間の「新規感染者数」を基本指標とし、加えて、「感染経路不明者数」「PCR検査陽性率」の3つを指標として、全ての基準に達した場合、その時点の病床の利用度合いや全国の感染状況などを総合的に勘案し、専門家の意見も踏まえた上で、事業の継続について判断するとの説明がありました。

〈特別委員会〉

海外経済交流促進等特別委員会

(令和2年6月17日本会議)

(調査事項)

海外経済交流の促進等に関する調査

(調査概要)

執行部から、令和2年度における主な海外経済交流関係事業の概要及び新型コロナウイルス感染症による影響について説明を受け、これに対する質問等を行うとともに、今年度の調査テーマについて委員間で協議を行った。

〈議会運営委員会〉

(令和2年6月2日)

協議事項

- 1 討論について
補正予算議案等に対する討論の通告はなく、討論はないことが確認された。
- 2 議案採決区分について
議案等採決区分表が確認され、補正予算議案等についてすべての会派等が賛成のため、採決方法は簡易採決となることが確認された。
- 3 次回委員会開催日時について
6月18日(木)午後1時に開催することとされた。

(令和2年6月18日)

協議に先立ち、明日の本会議に追加提案予定の議案について、総務部長から次のとおり説明があった。

- 国の第2次補正予算が6月12日に成立したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備えた医療提供体制の整備や中小企業者等の事業継続への更なる支援など、至急に予算化する必要がある予算議案2件を追加提案したい。

協議事項

- 1 討論について
 - (1) 討論区分について
討論区分表(追加議案除く)のとおり、共産党のたいら議員が議案1件について、討論を行うことが確認された。
 - (2) 討論時間について
議会運営委員会申合せ事項が確認され、議題の量を考慮して、討論時間は概ね5分とす

ることが確認された。

2 議案採決区分について

議案等採決区分表（追加議案除く）が確認された。

3 請願・陳情採決区分について

請願・陳情採決区分表が確認された。

4 追加議案について

協議の結果、明日6月19日の本会議に上程すること、県民連合、公明党、共産党及び無所属の下鶴議員が質疑を行うこと、質疑者は1会派等につき1名とすること、質疑の順序は多数会派の順とすること、質疑時間は答弁を含め県民連合15分、公明党15分、共産党10分、無所属10分とすること、質疑の通告締切は、議運終了後速やかに提出することが確認された。

また、本会議で追加補正議案の提案理由説明後に質疑を行うことが確認された。

議案の賛否通告及び討論通告については、明日6月19日各常任委員会の終了後、準備の出来次第、できるだけ早く提出することとされた。

5 意見書案について

(1) 委員会提出の意見書案について

総務委員会及び文教警察委員会提出の意見書案2件については、全会派等賛成で、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

(2) 会派提出の意見書案について

自民党が提出した意見書案2件について、禧久委員が趣旨説明を行い、提案理由説明は行わないこと、全会派等賛成で、発議者は自民党と県民連合の議会運営委員及び共産党のたいら議員と無所属の下鶴議員とすること、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

6 閉会中の継続審査事件について

① 議会運営に関する事項について

② 議長の諮問に関する事項について

とすることが決定された。

7 6月19日の議事日程について

議事日程が了承された。

8 次回委員会開催日時について

明日の常任委員会終了後、準備が出来次第、開催することとされた

9 令和2年第3回定例会の会期日程案（見込み）について

総務部長から次期定例会の招集日の見込みは9月14日頃との説明があり、同日が開会日となった場合の会期日程案（見込み）が事務局から提示された。

10 その他

日高議員から、虚偽の欠席理由を届け出て、6月9日の本会議を欠席した件についてお詫びの言葉があった。

議長から、欠席の件については、6月10日に日高議員から、正副議長に副議長に陳謝があ

り、議長から日高議員と会派代表の禧久議員に対して厳重に注意をした旨の発言があった。

また、欠席については会議規則により、その理由を付け議長に届け出なければならないとされており、各議員においては、議員の品格を損なうことのないよう、責任を持って行動するようお願いがあった。

(令和2年6月19日)

協議事項

1 討論について

討論の通告はなく、昨日の「討論区分表」に変更はないことが確認された。

2 議案等採決区分について

追加議案である議案第81号及び議案第82号については、全会派等から賛成の通告が出され、それを踏まえ、議案等採決区分表の「1 人事同意議案以外の議案」に追記していることが確認された。

3 その他

この後の本会議は、午後3時から再開することとされた。